

主な取り組み内容と検討課題等

計画の進捗だけではなく、相談実績やアンケート等の内容も含めて検討し、この5年間の主な取り組みと現行計画の施策体系に沿った課題をあげた。

基本目標 1 相談体制の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 相談窓口の周知
- (3) 相談員の資質向上

《主な取り組み内容》

- 「姫路市配偶者暴力相談支援センター」に、婦人相談員4名を配置。相談から一時保護を含む緊急対応、自立に向けた支援を行った。
- 相談の内容に応じて、日本司法支援センター（法テラス）や弁護士相談、外国人相談などの専門相談を案内した。
- DV防止啓発冊子や、相談案内冊子、DV相談案内カードを作成し、市の窓口や医師会、民間施設等に配布し、広く周知した。
- イオンタウン姫路店を含む3商業施設の計18か所にDV相談案内カードを設置した。
- 婦人相談員は、国や県などが実施する婦人相談、DV相談等の研修に参加し、その内容を相談員間で共有し、被害者支援対応スキルの向上に努めた。
- 処遇の困難なケースは、姫路市配偶者暴力相談支援センター所長や関係課職員も入って組織的な対応を図った。

《検討課題等》

- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、DVの増加や潜在化が懸念される。
- 相談件数は増加傾向にあり、被害は複雑化するとともに、被害者の置かれている状況や望む支援の内容も多様化している。
- 県のDV防止・被害者保護計画では、若年層を念頭においたメール等での相談実施を検討するとしており、本市も検討する必要がある。
- 婦人相談員のなり手不足、短期での離職等により、将来的に十分な相談体制を維持できるか問題である。
- 障がい者・高齢者等の処遇困難事例に対応することが多くなっている。

- 複雑多岐にわたる相談に対応できるよう婦人相談等実績がある民間機関等と連携をとり、婦人相談員の相談スキルを向上させる必要がある。
- 離婚、親権問題など複雑な法律関係もあり、被害者への相談にあたり、婦人相談員と弁護士との相談体制を検討する必要がある。
- 相談員マニュアルの作成を現行計画で計画しているが、現在、作成できていない状態である。国が発行している配偶者からの暴力・相談の手引等を参考に、マニュアル作成に取り組む。

基本目標 2 被害者の安全確保

- (1) 安全確保の徹底
- (2) 法律的な相談内容の支援
- (3) 情報管理の徹底

《主な取組み内容》

- 一時保護が決定した被害者を、県の一時保護施設に入所させる際、相談員が同行し安全に保護されるように支援した。また、子どもが同伴の場合、一時保護施設まで公用車で移送した。
- 来所した被害者が、所持金を持たない場合、県の一時保護施設に行くための交通費を支給した。また、一時保護施設には入らないが、一時的避難が必要な被害者のための宿泊費用を準備した。
- 精神的な障害を持っている被害者、多くの子どもを抱える被害者、通院している被害者など、様々な個別ケースに応じて、病院同行、出産立会いを含め、医療機関や関係各課と連携して対応した。
- 県の配偶者暴力相談支援センターがまとめたヒヤリハットで起こった事例を参考に、被害者の安全確保、情報管理等を再確認した。
- 警察との連携を密にし、加害者の現状確認等に努めた。
- 保護命令制度利用のアドバイスや書面作成の支援、裁判所への同行支援を行った。
- 住民基本台帳事務におけるDV支援措置を希望する被害者に対し、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付について制限をした。
- 関係各課との情報のやり取りについては、情報管理を徹底した。
- 婦人相談員は、被害者が所持するマイナンバーカードに関して、その取扱について適切なアドバイスが行えるようにした。

《検討課題等》

- 加害者に見つかり、重篤な事件に発展する可能性が大きいため、安全確保には万全の配慮が必要である。来所における相談や諸手続きにおいては、ワンストップで対

応できる配慮が必要である。

- 個人情報の取扱いについては、全庁的に徹底されているが、DVに関する情報については特に注意が必要である。
- 基礎疾患や体調の不調を訴える被害者が多い中、一時保護施設には服用している薬の持参が必須であり、薬の処方等で医療機関との連携が必要である。

基本目標3 自立支援体制の充実

- (1) 生活の再建に向けた支援
- (2) 住宅確保に向けた支援の充実
- (3) 経済的な支援の充実
- (4) 就労に向けた支援の充実
- (5) 精神面への支援の充実
- (6) 子どもへの支援の充実

《主な取組み内容》

- 被害者に対し、児童手当、子どもの就学、保育所の入所申し込み、国民健康保険・国民年金の加入、社会保険の離脱、生活保護制度等について必要な手続きに係る窓口同行や説明等を、個々の状況に応じて実施した。
- 母子・父子自立支援員と就労相談員が連携しながら、ハローワークと協力し就職につながるよう支援した。
- 子どもがいる被害者には母子生活支援施設への入所と自立に向けた支援を行った。
- 避難のため新たに住居を確保した被害者については、本人の了解を得て、転出先の配偶者暴力相談支援センター等へ継続的な支援を引継ぎ、切れ目のない支援を行った。

《検討課題等》

- 被害者の心身の健康回復には時間を要するものであり、カウンセリングを長期的に受けられる取組みが求められている。また、母子関係への支援や子どもへの心理的ケアについても検討が必要である。
- 被害者は、避難後の新たな生活の再建に向けて、住居の確保や子どもの就学の問題など複数の問題を抱えていることが多いので、関係機関と連携して相談支援を行っていく必要がある。
- 避難した被害者は、就学前の子どもがいる場合も多く、勤労時間が制約されるなかで就職先を見つけることが困難である。
- 被害者のなかには、自立のために働きたくても、企業等での就労経験が少ないなど、就職へのハードルが高い。

基本目標4 啓発・教育の推進

- (1) 市民等への啓発の推進
- (2) 学校等における啓発・教育の推進
- (3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

《主な取り組み内容》

- 担当職員がコミュニティFMに出演し、姫路市配偶者暴力相談支援センターの取り組みについて周知を図った。
- 市役所の新規採用職員に対してDV研修を実施した。
- 市内高校を対象に市政出前講座を開催し、デートDVについて、現状と対応などを紹介した。
- 男女共同参画啓発資料の中にデートDVに関する内容を盛り込み、毎年6月に教育委員会を通じて、中学1年生に配布した。

《検討課題等》

- 全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の増加に比べ、本市の相談件数の増加が緩やかなことから、相談にまで至っていない案件がある可能性がある。
- 相談件数が増加傾向にあることから、啓発活動に一定の効果があったものと思われるが、さらにDVについての理解・認識を広げるために、繰り返し啓発を行うことや、新たな周知方法を検討する必要がある。
- 若年層へのDV防止啓発を図るため、小・中・高等学校での啓発活動だけでなく、大学、短期大学などでの啓発活動も検討する必要がある。
- 保健医療機関や福祉関係者は被害者と接触する機会が想定され、研修を充実させる必要がある。
- 個別企業向けのDV研修会の開催やDV研修会を実施した企業への支援策を検討する必要がある。

基本目標5 推進体制の充実

- (1) 民間支援団体との連携や機能の活用
- (2) 関係機関との連携推進
- (3) 調査・研究の推進

《主な取り組み内容》

- 平成30年度に兵庫県配偶者暴力相談支援センター連絡会議を姫路で開催した。
(16市町と兵庫県、兵庫県警が参加)

- 多くの関係機関が参加する中播磨DV相談ネットワーク会議（兵庫県主催）に参画し、情報交換や協議を行った。
- DV対策基本計画懇話会を開催し、基本計画に関する進捗状況の管理や情報交換等を行った。
- 市外へ転出するケースや市外から転入してきたケースについては、転出先又は転入前の配偶者暴力相談支援センター等と連携し、福祉サービス等が受けられるよう調整を行った。

《検討課題等》

- 令和元年6月に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、その中でDV防止法も改正され、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が明記されたことから、今後の連携を検討する必要がある。
- 関係機関との協力なしに効果的な支援は出来ないとの認識のもと、関係機関との連携体制を深める必要がある。
- DV防止や被害者への支援の担い手となるNPO等の育成や支援について、調査、研究をする必要がある。